



市 章

大津市公報

令 和 8 年 7 月 1 日
号 外 （第 51 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

- 64 大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則…………… 1
- 65 大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 66 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 67 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 68 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 69 大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 70 大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
- 71 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
- 72 大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部
を改正する規則…………… 3
- 73 大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 74 大津市公人屋敷の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

○ 訓 令

- 3 大津市事務決裁規程の一部改正…………… 4

○ 教 育 委 員 会 規 則

- 8 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

○ 教 育 委 員 会 訓 令

- 2 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正…………… 5

規 則

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第64号

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

大津市副市長事務分担規則（令和2年規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条北澗副市長の項中「北澗副市長」を「志々田副市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第65号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表管理監の項中「総務部及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第66号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。
別表第1第1項の表6級の項中「D X推進室長」の次に「、行政管理室長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第67号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則
大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年規則第45号）の一部を次のように改正する。
第10条中「様式第3号」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。
第17条第1項第5号を次のように改める。
(5) 搬入車両等は、次の要件を満たすこと。
ア 総重量が8トン以下であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
イ 廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講じること。
様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第68号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成26年規則第98号）の一部を次のように改正する。
第40条中「身分証明書（様式第39号）」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。
様式第39号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第69号

大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成7年規則第40号）の一部を次のように改正する。
第3条中「様式第1号」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第70号

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成21年規則第45号）の一部を次のように改正する。
第15条中「身分証明書（様式第12号）」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。
様式第12号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第71号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年規則第64号）の一部を次のように改正する。
第106条中「立入検査身分証明書（様式第52号）」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。
様式第52号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第72号

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則（平成21年規則第77号）の一部を次のように改正する。
様式第1号（裏）及び様式第12号（裏）中「80万9千円」を「826,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則様式第1号及び様式第12号の規定により調製した申請書は、この規則の施行後においても、これらを取り繕って使用することができる。

大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第73号

大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民会館の管理運営に関する規則（昭和50年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「6か月」を「1年」に改め、同項第2号中「練習等」の次に「（大ホール又は小ホールを本番に使用する者が、当該本番の日の前日に行うものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第4項を削り、同条第5項中「前2項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

大津市公人屋敷の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第74号

大津市公人屋敷の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市公人屋敷の管理運営に関する規則（平成17年規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とおり」を「日以外の日」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 日曜日及び土曜日（12月26日から同月31日までの日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

第2条第3号を削る。

第3条中「午前9時」を「午前10時」に、「午後5時」を「午後3時」に、「午後4時30分」を「午後2時30分」に改める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

訓 令

大津市訓令第3号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第2条第12号中「DX推進室長」の次に「、行政管理室長」を加える。

第6条の2第2項中「総務部長又は」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第8号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表室次長の項の次に次のように加える。

管理監	事務局	特定の事業分野における専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-----	-----	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第2号

大津市教育委員会事務決裁規程（平成6年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

第5条の次に次の1条を加える。

（次長級の専門職位の職務権限）

第5条の2 管理監は、部長の命を受け、特定の事業分野における専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときはこれを指揮監督する。この場合において、管理監は、部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

附 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。